

青森県報

第三千五百八十九号

平成二十四年
九月十日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

公 告

都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……三

建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

告 示

青森県告示第六百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
株式会社十 五番	弘前市大字宮川 一丁目一之五	訪問介護	弘前市大字宮川 一丁目一之五	平成 二四・九・一
株式会社善 世会	弘前市大字五代 字從弟沢一〇三 〇の五〇	通所介護	弘前市大字五代 字從弟沢一〇三 〇の五〇	"
株式会社黒 石福祉サ ビス	黒石市追子野木 一丁目二一五の 五	訪問介護	黒石市追子野木 一丁目二一五の 五	"
株式会社黒 石福祉サ ビス	黒石市追子野木 一丁目二一五の 五	通所介護	黒石市追子野木 一丁目二一五の 五	"
株式会社エ ス・エス・ブ ロダクツ	三戸郡階上町大 字道仏字天当平 七の一五	訪問介護	三戸郡階上町蒼 前西六丁目九の 二六三六ラ・グ ランデール七号	"

青森県告示第六百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社黒石 福祉サービス	黒石市追子野木 一三丁目二一五の 五	居宅支援おこの き	黒石市追子野木 一三丁目二一五の 五	平成 二四・九・一

青森県告示第六百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
株式会社十五番	弘前市大字宮川一丁目一の五	弘前市大字宮川一丁目一の五	訪問介護	ケアサポート十五番	弘前市大字宮川一丁目一の五	平成二十四・九・一
株式会社黒石福祉サービス	黒石市追子野木三丁目二一五の五	黒石市追子野木三丁目二一五の五	訪問介護	訪問介護おこのき	黒石市追子野木三丁目二一五の五	"
株式会社黒石福祉サービス	黒石市追子野木三丁目二一五の五	黒石市追子野木三丁目二一五の五	訪問介護	デイサービスおこのき	黒石市追子野木三丁目二一五の五	"
有限会社シリウス・エスプロダクツ	三戸郡階上町大字道仏字天当平七の一五	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二六三六ラウンダー一〇七号	訪問介護	オフィスフ	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二六三六ラウンダー一〇七号	"

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、十和田都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり十和田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

十和田都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・二号儀兵平千歳森線ほか六路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

十和田市稲生町、東一番町、東二番町、東一番町、東十一番町、東十二番町、西四番町、西五番町、西十四番町、西十五番町、西二十一番町、元町西四丁目、元町西五丁目、大字三本木字並木西、字西小稲、字上平、大字深持字長根尻の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、十和田市建設部都市整備建築課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 除かれる土地の区域

なし

- 2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、東北町企画課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

- 1 除かれる土地の区域

なし

- 2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、東北町企画課

四 縦覧期間

平成二十四年九月十一日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤建設

- 二 代表者の氏名 工藤 哲也

- 三 主たる営業所の所在地 平川市南田中西原一二五の一

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第四八一五号

- 五 取消年月日 平成二十四年七月三十日

- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 取消しに係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十四年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社設備技研オサナイ
- 二 代表者の氏名 小山内 隆一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字土堂字長瀬二五二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第二〇〇四七七号
- 五 取消年月日 平成二十四年八月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社第一空調
- 二 代表者の氏名 工藤 重義
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字石川字外坪八一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第二〇〇二二五号
- 五 取消年月日 平成二十四年八月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭